

みんなで考えるまちづくり

先月号は、「都市計画区域」「都市マスタープラン」と都市計画の3本の柱の1つ「地域地区」の中の「用途地域」について勉強しました。今月は、2番目の柱の「都市施設」について勉強してみたいと思います。



都市計画
ってなに？

都市施設



都市施設とは、「都市にある施設」という意味ではありません。まちで生活する上で、みんなが共同で利用する道路、公園、下水道などの根幹的な施設のことで、まちの骨組みを形づくっています。

都市計画では、将来のまちづくりを考え、これらの都市施設の位置や規模、構造などを定め計画的に整備をしていきます。



安全で快適な幹線道路 ～都市計画道路～

都市計画道路は、都市計画法の手続きを経て計画が定められた道路のことで、まちの骨格となる施設です。

都市計画道路は、人と車が安心して通ることができるよう、歩道が整備された快適な交通空間としての役割のほか、火災や地震などの災害が発生した時の避難路や防災活動の空間としての役割があります。また、電線や上下水道などの収容空間、見通しや明るさ、開放感などを確保する環境としての空間、景観形成など重要な機能を果たします。

光町では、銚子連絡道とインターチェンジの整備効果を有効に受けとめるため、この都市計画道路を検討していきます。

うるおいと憩いの防災空間 ～都市公園～

都市公園は、くつろぎやスポーツ・レクリエーション、コミュニティの形成など、人々にうるおいをもたらす場としての役割、環境の保全や災害時の避難地としての役割を担う重要な施設です。

都市公園には、身近なレクリエーションのための公園や広域的な公園、歴史や自然環境の保全のための公園などがあり、必要に応じて都市計画で定めます。

